

答 申

第 1 審査会の結論

宮城県知事の決定は妥当である。

第 2 異議申立てに係る経過

1 異議申立人は、平成 23 年 3 月 3 日、個人情報保護条例（平成 8 年宮城県条例第 27 号。以下「条例」という。）第 16 条第 1 項の規定に基づき、宮城県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「〇〇〇〇〇〇〇〇の県薬務課に提出した始末書」についての個人情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関は、本件開示請求に対応する個人情報が記載された行政文書（以下「本件行政文書」という。）として、「〇〇〇〇〇〇〇〇の県薬務課に提出した始末書」を特定した。

さらに、実施機関は、開示決定等に先立ち、〇〇〇〇〇〇〇〇（以下「本件事業者」という。）に対し、平成 23 年 3 月 11 日、条例第 23 条第 2 項の規定に基づく意見照会書を送付した。これに対し、本件事業者は、平成 23 年 3 月 29 日、実施機関に対し、一部開示されると支障があるとした、当該照会に係る意見書（以下「本件意見書」という。）を提出した。

実施機関は、本件事業者の意見を加味した上で、本件行政文書について、部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、一部について開示しない理由を次のとおり付して、平成 23 年 5 月 31 日、異議申立人に通知した。

個人情報保護条例第 18 条第 1 項第 3 号該当

当該文書については〇〇〇〇〇〇〇〇の情報が含まれているものの、人の生命、健康、生活又は財産を保護するために開示することが必要である。

しかし平成 23 年 3 月 29 日付け反対意見書において、〇〇〇〇〇〇〇〇より開示することにより支障があると意見された箇所については、それを覆す明確な根拠が存在しないため非開示とする。

3 異議申立人は、平成 23 年 6 月 6 日、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対して異議申

立てを行った。

### 第3 異議申立人の主張要旨

#### 1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分を取り消し、個人情報 の 全 面 開 示 を 求 め る というものである。

#### 2 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、異議申立書及び意見書の記載から一部抜粋し、引用すると、おおむね次のとおりである。

- ・「〇〇〇〇〇による事前の開示することに支障ありの意見箇所の消去は、当事者としての知る権利を主張する内容としては不十分であり、異議を申し立てる。」
- ・「80%以上が消去され、何をこれから読み取れるでしょうか。」
- ・「これは大変重大な事件の謝罪文書です。」「消された文書は故意に開示に支障ありとの反対意見書を当該法人が上申した為です。」
- ・「「始末書」の提出は過去にも重大な過失があった事の裏づけです。開示されて困るとの証明を自ら再犯を告白したものと解せます。」「「いつ、どこで、誰が、何を、どうしたか」を開示することは都合が悪い、だから消した。」「薬剤師の任務、業務を隠蔽し、薬事法で片付けているが、薬剤師は薬袋の交付印は義務で責任行為です。交付された薬を2日服用し、結果健康被害発症の因を惹起した。」「結果入院し」、薬店が「自ら医療費の一切の支払いを言い出した。突出した「言葉」だった為、代理人をして対話を閉じた。その医療費は、和解の解決金に化した。なぜ和解なのか理解できない。」「契約責任の債務履行が未だ実行されてない。」
- ・「調剤過誤は、第三者法人も認めている。」「個人情報保護条例の目的」等「に即した開示の判断は正論であり、自らも保護に努めることは当然である。」
- ・「第三者法人は其の開示文書の一部に、再発防止策を最後に結論づけ、そして」「「開示すれば社会的評価が低下する為、非開示の意見をした」とある。」「調剤過誤を認めた上で、当文書は確定的に発症の因をも認めたと判断出来る。（法人）利益優先する行為は一連の言動と行動に裏づけられ、自らの企業理念にも逸脱した。「社会的評価が下がる」理由にならない。低下させるような行為をした事実を真摯に受け止め、反省し再発しないと誓うの

が第一義である。交付したのは誰か？薬剤師だ。調剤過誤した。患者に対し不法行為責任を負う。第三者は、使用者としての責任は免れない。」

・「「事実経過，調剤過誤の症状の因果関係の存否が認識，見解に相違がある。」当然である。」第三者法人と「開示申請者は話合いで結論は当初平和的であった。しかし，突然自ら対話を断ち，開示申請者に対し法律専門家に委任し，「今後は委任者と対話しろ」は独善的体質で許し難い。」「「第三者が正常な業務遂行に支障の恐れあり」とは開示者への冒涇だ。聞くが「支障」はあったか。最後の文書の再発防止策は，」「よく目にする防止策文書で，真剣さがなく模範解答の写しだ。」

・「業務の支障よりも「個人の生命，健康，生活，財産の保護」を優先し，開示公表は当機関の正しき判断だ。今後の第三者法人の正当な業務遂行を期待したい。」

#### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関が理由説明書において述べている内容は，おおむね次のとおりである。

##### 1 個人情報を含む行政文書全体について

当該文書は薬事法上の行政指導に基づき徴収したものであり，行政指導の内容については本来公表されるものではない。しかしながら，当該行政指導は個人情報保護条例に規定する第三者の調剤過誤に起因して行われたものであり，条例第18条第1項第3号に基づき，開示されることにより侵害される法人の権利利益よりも，人の生命，健康，生活又は財産を保護する必要性が上回ると判断されたため，非開示情報から除くものと判断した。

##### 2 1により開示情報としたものの一部非開示としたことについて

(1) 本来社外秘とされるべき第三者の意思決定過程や内部管理に関わる情報が記載されており，本件始末書が開示されたとすれば，第三者は本件について行政処分が下されてそれが公表された場合と同様に，社会的評価が低下すると，本件事業者より意見されたため。

(2) 開示請求者と第三者の間で，事実経過や調剤過誤と開示請求者に生じた症状との因果関係の存否等について認識及び見解等が相違しており，解決に至っていないことから，開示することによって，開示請求者への対応を余儀なくされることにより，第三者が正常な業務遂行に支障を生じる恐れがあると，本件事業者より意見されたため。

- (3) 第三者以外の関係各機関について言及されており、関係各機関にとっても不利益な事実を認定する資料とされる可能性があり多大な影響を生じるおそれがあると、本件事業者より意見されたため。

## 第5 審査会の判断理由

### 1 条例の基本的な考え方について

条例は、実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める権利その他の個人情報の保護に関し必要な事項を定めることにより、個人情報の適正な取扱いの確保及び個人の権利利益の侵害の防止を図り、もって個人の人格と尊厳の尊重に寄与することを目的として制定されたものであり、個人情報の開示請求にあつては原則開示の理念の下に解釈され、かつ運用されなければならない。

当審査会は、この原則開示の理念にのっとり、条例を解釈し、以下のとおり判断する。

### 2 本件行政文書について

本件異議申立てに係る対象個人情報は、本件行政文書に記載された個人情報（以下「本件個人情報」という。）である。当審査会では、実施機関から本件行政文書の提示を受けてインカメラ審理を行い、実施機関の判断の妥当性について、審議を行った。

本件行政文書は、本件事業者が薬事法（昭和35年法律第145号）第8条第1項及び同法第9条の2第1項に違反している疑いがあるとして、実施機関が行政指導として本件事業者から徴収した始末書である。なお、異議申立人は、当該薬事法違反の疑いがあるとされる調剤過誤の被害者である。

本件行政文書のうち、「始末書」の表題、提出年月日、あて名、提出者住所、氏名、社印、違反の内容、再発防止策については、開示されており、その他の部分については、各項の表題も含め非開示とされている。

### 3 条例第18条第1項第3号の該当性について

条例第18条第1項第3号は、「法人等に関する情報又は開示請求に係る個人情報の本人以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報が含まれている場合であつて、開示することにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位その他正当な利益を損なうおそれのあるもの」について、当該個人情報を開示しない旨を規定している。

また、同号ただし書は、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」について、法人等の事業に関する情報で同号本文に該当する場合であっても、非開示情報から除かれるとしている。

実施機関は、本件行政文書の一部を条例第 18 条第 1 項第 3 号本文に該当するとして非開示とし、その他の部分については、同号ただし書に該当し、開示としていることから、まず、本件行政文書全体の同号本文の該当性について検討する。

実施機関によれば、本件行政文書である始末書の性質等については、次のとおりである。

都道府県等が薬事監視指導を行うに当たり、その技術的助言として「薬局、医薬品販売業等監視指導ガイドライン」（厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課）が定められており、薬事法違反に対する措置として、「都道府県等は、薬局開設者、医薬品販売業者又は医療機器販売業者等に対し、その業者の行った違反内容について調査検討した結果、必要と認められる場合は、（中略）始末書の徴収等の所要の措置を講じること」が示されている。これに基づき、実施機関では、違反の原因、理由等を調査し、その違反の程度等を勘案し、行政処分に至らない事案については、行政指導の措置の一つとして、違反事業者から始末書を徴収することとしている。この始末書には、当該事業者の反省が多分に盛り込まれることが必要で、違反事実の顛末や再発防止策等とともに記載されるものである。徴収された始末書は、実施機関の内部資料として使用され、上記第 4 の 1 の主張のとおり、その内容については本来公表されるものではない。

そこで、当審査会において、本件行政文書の記載内容を見分したところ、本件事業者が薬事法に違反した疑いがあることについての反省の意思や事実の顛末、再発防止策等が記載されており、これらは本件事業者が事業活動を行う上での内部管理に係る情報であるとともに、本件事業者にとって社会的評価が損なわれるおそれのある情報であることから、開示することにより、法人の競争上の地位その他正当な利益を損なうおそれのあるものと認められた。

したがって、本件行政文書は、全体として条例第 18 条第 1 項第 3 号本文に

該当すると認められる。

次に、本件行政文書全体の条例第 18 条第 1 項第 3 号ただし書の該当性について検討する。

同号ただし書により開示するかどうかの判断は、非開示により保護される利益と開示により保護される利益について、個別の事案に応じて慎重に比較衡量した上で、判断することになる。

異議申立人は健康被害を受けたと主張しているが、本件行政文書の記載内容は、上記の同号本文の該当性についての検討部分で示したとおりであり、その内容を開示したとしても、異議申立人の健康被害の軽減に資するようなものではなく、あるいは、開示しないことをもって、健康被害を増幅させるようなものであるとまでは認められなかった。

したがって、本件行政文書の記載内容は、人の生命、健康等を保護するために開示する必要があるとまでは認められないことから、そもそも、本件行政文書は、全体として条例第 18 条第 1 項第 3 号ただし書には該当しない。

以上より、本件行政文書は、条例第 18 条第 1 項第 3 号本文に該当し、同号ただし書には該当しないことから、非開示とすることが妥当である。

なお、本件行政文書の一部は、本件意見書で、本件事業者より開示しても支障がないとして意見されたことから、開示されたものであるが、結果として、同号ただし書に該当するとして開示したことは妥当であったとは言い難い。

#### 4 異議申立人のその他の主張について

当審査会は、本件処分の妥当性について判断を行うものであり、本件事業者の対応等に係る異議申立人の主張は、当審査会の判断する内容のものではない。

#### 5 結論

当審査会は、上記のとおり本件個人情報を具体的に検討し、冒頭の「第 1 審査会の結論」のとおり判断した。

### 第 6 付言

本件では、本件事業者から始末書を徴収した事実について、実施機関が異議申立人に伝えたため、異議申立人の知るところとなり、本件開示請求に至

ったものである。始末書を徴収された事実自体が、本件事業者にとって社会的評価が損なわれるおそれのある情報であり、実施機関は公表しない運用をしていることから、当審査会としては、実施機関は慎重に対応すべきであったと考える。

また、当審査会における意見聴取において、実施機関が、本件処分の理由について、その主張する内容を二転三転させ、その後の審議に混乱を与えたことは遺憾であり、今後はこのようなことがないよう、適切に対応するよう要望する。

## 第7 審査会の経過

当審査会における処理経過は、別表のとおりである。

## 別表

## 審査会の処理経過

年 月 日	処理内容
23. 6. 17	○ 諮問を受けた。(諮問乙第62号)
23. 9. 5 (第154回審査会)	○ 事案の審議を行った。
23. 10. 17 (第155回審査会)	○ 事案の審議を行った。
24. 1. 25 (第158回審査会)	○ 実施機関からの意見聴取を行った。
24. 2. 20 (第159回審査会)	○ 事案の審議を行った。
24. 3. 26 (第160回審査会)	○ 事案の審議を行った。
24. 4. 26 (第161回審査会)	○ 事案の審議を行った。
24. 7. 23 (第164回審査会)	○ 事案の審議を行った。
25. 4. 25 (第173回審査会)	○ 事案の審議を行った。
25. 5. 30 (第174回審査会)	○ 事案の審議を行った。
25. 6. 21 (第175回審査会)	○ 事案の審議を行った。
25. 7. 30 (第176回審査会)	○ 事案の審議を行った。
25. 10. 31 (第179回審査会)	○ 事案の審議を行った。
25. 11. 21 (第180回審査会)	○ 事案の審議を行った。
25. 12. 11 (第181回審査会)	○ 事案の審議を行った。
26. 1. 24 (第182回審査会)	○ 事案の審議を行った。
26. 2. 20 (第183回審査会)	○ 事案の審議を行った。

(参考)

宮城県個人情報保護審査会名簿

(平成24年10月13日まで)

氏名	職名	備考
井 坂 正 宏	学識経験者	会長職務代理者
小 野 純一郎	法律家	会長
菅 原 やす 泰 治	学識経験者	
中 谷 さとし 聡	法律家	
ほそ かわ み ち こ 子 美千子	個人情報の保護に造詣が深い者	

(五十音順)

(平成26年3月18日現在)

氏名	職名	備考
い 飯 島 じゅん 子 淳子	学識経験者	
い 井 坂 正 宏	学識経験者	
中 谷 さとし 聡	法律家	会長
ほそ かわ み ち こ 子 美千子	個人情報の保護に造詣が深い者	会長職務代理者
まつ 松 お 尾 だい 大	法律家	

(五十音順)